

平成29年度 第4回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 平成29年12月21日（木）午後2時00分から午後4時03分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議題

新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて

【資料第1号】

3 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

高橋 紘士 会長、高野 健人 副会長、平岡 公一 副会長、佐藤 文彦 委員
三羽 敏夫 委員、川又 靖則 委員、諸留 和夫 委員、下田 和恵 委員、水野 妙子 委員
永井 愛子 委員、大畑 雅一 委員、千代 和子 委員、川合 正 委員、荒川 まさ子 委員
飯塚 美代子 委員、右近 茂子 委員、佐々木 妙子委員、佐藤 澄子 委員
山下 美佐子 委員、高田 俊太郎 委員、黒澤麻里子 委員、高山 陽介 委員
小倉 保志 委員、小野 洋子 委員、増山 里枝子 委員、小山 榮 委員、井出 晴郎 委員
武長 信亮 委員、天野 亨 委員、鶴田 秀昭 委員

欠席者

青木 喜久代副会長、高山 直樹 副会長、金 吉男 委員、中村 宏 委員

<事務局>

出席者

須藤福祉部長、木幡福祉政策課長、境野健康推進課長、浅川生活衛生課長
石原保健衛生部長、多田子ども家庭支援センター所長、宮原子ども施設担当課長
大川幼児保育課長、鈴木子育て支援課長、真下認知症・地域包括ケア担当課長
榎戸高齢福祉課長、中島障害福祉課長、宇民介護保険課長、五木田福祉施設担当課長
渡瀬予防対策課長、内藤保健サービスセンター所長、橋本防災課長、加藤企画課長、熱田
学務課長、植村教育指導課長、矢島児童青少年課長安藤教育センター所長、安東教育セン
ター所長、畑中高齢者医療担当課長、細矢国保年金課長、渡邊生活福祉課長

欠席者

椎名子ども家庭部長、田口文京区社会福祉協議会事務局次長、加藤企画課長、瀬尾ダイバ
ーシティ推進担当課長

<傍聴者>

8名

福祉政策課長：これより平成29年度第4回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。
本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、これより議事に入りたいと思います。

高橋会長、よろしくお願ひいたします。

高橋会長：来週はもう暮れになりますが、ご参集いただきましてありがとうございます。
それでは、「新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて」ご報告をいただき、ご検討いただきます。

この協議会で検討すると同時に、分野別の検討部会で検討をしまいいりました。大変分厚い中間まとめがつけられたわけです。その報告を事務局より行っていただきます。

報告・質疑は、第Ⅰ部総論と第Ⅱ部分野別計画の一つである地域福祉保健の推進計画をまとめた報告・質疑を行い、その後は、各分野別計画ごとの報告・質疑を行うこととさせていただきます。

それでは、福祉政策課長より、説明をお願いいたします。

福祉政策課長：(資料第1号に基づき「文京地域福祉保健計画中間のまとめ」第Ⅰ部総論と第Ⅱ部 地域福祉保健の推進計画の説明)

高橋会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問やご意見はありますでしょうか。

天野委員：幾つかお話をさせていただきますが、まず9頁、片仮名の用語の説明ですが、この中にダイバーシティがございます。私の意見ですが、この中にLGBTを入れていただけるとありがたいと思います。

8頁の進行管理のところですが、種々の事業についての狙いもあると思いますので、例えば地域福祉推進協議会の中で資料を見て進行管理をするというのよりも、もっと踏み込んだ形のPDCAのサイクルなどを利用した形で評価のできるような体制をつくる必要があるのではないかと私は思っております。

9頁について、自立について書かれておりますが、自立の支援のところ、だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。と書かれており、自立の定義はこれではないかと思いますが、そうであれば、このハートフルプランの中に、自立という言葉がたくさん出てきて、今のこの定義の文章として合わないところがたくさん出ているように思います。

特に、45頁、3-1-6の居住支援の推進というところですが、後の文章で、また、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立したと書かれてますが、先ほどの文章から考えますと、有する能力ということと、自立ということは直接関係がないと思います。

特に、障害福祉の分野の中では、自立という言葉について、9ページのような定義がされていることが多いので、この自立という言葉については、今後、整理していく必要があるのではないかと考えております。

高橋会長：ありがとうございます。事務局からお答えいただけるもの、要件等あろうかと思いますが、どうぞ。

福祉政策課長：いただいた質問が幾つかある中で、LGBTの定義について意見を頂戴しました。この部分については最終案に向けて検討させていただきます。

それから、進行管理のところに関しては、地域福祉推進協議会においても行っている

ところですが、これまで以上にしっかり進行管理をしていかなければならないという意見を議会からも頂戴しているところですので、また検討という言い方になってしまいますが、どういう形でPDCAを考えていくかということについて、我々に与えられた大きな宿題としてしっかり対応してまいりたいと考えております。

自立の支援のところの定義づけのところも含めてですが、確かに基本理念のところ自立の支援と言っていますので、理念のところでもあるので全体との調整ももう一度、45頁のところにもありましたけれども、文言整理も含めて、再度、いただいた意見を踏まえて、対応、検討してまいりたいと考えております。

高橋会長：ありがとうございます。自立支援につきましては何でも自立支援法という名称になっていて混同する部分もありますが、そういうことも含めて、今後精査をしていくことになろうかと思っておりますので、お含み置きください。

井出委員：9ページ、基本理念ですが、人間性の尊重について、人間性の尊重の文章を読むと、人権の尊重というタイトルにしたほうがいいと思います。微妙な部分がありますが、人間性の尊重を生かすのでしたら、「とともに」というのは、文章として非常に違和感があると思います。例えば「個人として尊ばれ、人権が尊重され、人間性が生かされる地域社会」というようなことで、「とともに」ということではなくて、素直にわかりやすい文章にされたらいかがかなというのが1点あります。

次に、外国語の説明、丁寧に説明していただいているのですが、ノーマライゼーション、修飾の言葉があります。単語ですので、共に支え合って普通の生活ができる社会の創造というところにアンダーラインを引いて、これがノーマライゼーションということがわかりやすいというような書き方を考えていただければありがたい、同様にソーシャルインクルージョン、これもつなげるようという説明があって、社会の構成員として包み支え合う理念ということで書いてありますが、ソーシャルインクルージョンといったら、修飾語はともかくとして社会の構成員として包み支え合うというようなところにアンダーラインを引くとよいのではないかと。

特にダイバーシティについては、私の頭では、まず、多様性という意識がありますので、ここも「誰もが暮らしやすい多様性のある社会の実現」と書いて、ここで言うダイバーシティというのは、修飾語はともかくとして、誰もが、それは性別もあるでしょう、いろいろありますけれども、誰もが暮らしやすい多様性のある社会の実現ということでアンダーラインを引いて、ぱっと見てわかりやすいということにしたら、極めて基本的な場所なので、わかりやすくということを重点的に考えられたらいかがかと思っておりますので、意見としてお話しさせていただきました。

高橋会長：ありがとうございます。事務局、ご意見を踏まえて検討させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

千代委員：基本理念の表現のところなのですが、人間性の尊重の項目で、「だれもが」と表現し、人権が尊重される地域社会を目指すとしていますが、男女平等参画の推進の項目で再び、「一人ひとりが互いに」とし類似の表現で、「いきいきと暮らせる地域社会を目指す」としております。

男女平等参画の推進という項目の中での考え方を示すのであれば、文中から男女という文言を除くべきではないと考えます。男女平等参画は、まだまだ道半ばにある現在、

多様性がメインとなっている昨今であっても、男女の文言はまだ消してしまうということは、時期尚早ではないでしょうか。

私は、本日、文女連の代表として意見を述べさせていただいていますが、同様の意見をパブコメとして文女連から出すことについては、支障はありませんでしょうか。それとも、本日は委員会で述べていることで、パブコメは出すことは避けるべきでしょうか、お伺いします。

福祉政策課長：ここで意見をいただいて、もう一度、私どもの中で検討させていただくと同時に、パブリックコメントでも出していただいて、それに対して区の考え方を出示しますので、ここで発言したからといってパブリックコメントは出せないということはありません。よろしくお願いいたします。

本日、受けた部分に関しましても、男女平等のところ、いろいろなご意見のパブコメも頂戴しているので、全体を通じて、もう一度対応を検討したいと思っています。

高橋会長：よろしくお願いいたします。積極的に事務局にご意見をお寄せいただくことは、大歓迎でございますので、よろしくお願いいたします。

水野委員：37頁に書かれております1-1-12、民生委員・児童委員による相談援助活動、事業概要として書かれておりますが、これはどなたを主体として書かれているのでしょうか。行政でしょうか、民生委員でしょうかをお尋ねしたいと思います。

というのは、その下の1-1-13、話し合い員による訪問活動とは、話し合い員の方が主語になって書かれていて、区と連携して必要なサービスや支援につなげていくとなっておりますが、上の部分で言いますと、民生委員が主語であるとしたならば、地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、民生委員が民生委員を支援するのかと、この文章を解釈すると考えられると思います。

また、19頁にあります、民生委員・児童委員による相談支援の中の現在、146人が活動しており、生活上のさまざまな問題について、その活動というものに対して民生委員がどのような活動をしているのかということが、一般の方には伝わらないのではないかと思います。

それは、この1-1-12の37頁にも言えることですが、もう少し民生委員・児童委員の活動を詳しく書いていただけたらありがたいと思います。その中で、民生・児童委員が一番何をしているかということで申し上げますと、敬老金を配付しております。それから、緊急連絡カードの調査をしております。この二つは、民生委員しかしておりません。そのことはどこにも書かれていないので、それはぜひとも書いていただけたらありがたいと思うので、よろしくお願いいたします。

福祉政策課長：ありがとうございます。民生委員の活動の部分、より詳細な形で、どういう活動をしているかについて、追記でしっかり書き込みをし、先ほど申し上げたとおり、民生・児童委員は本当に全部、過不足なく、活動もいろんな形で多岐にわたっているということを民生・児童委員の所管課の福祉政策課は、十二分にわかっております。このところはもう一度、今いただいた意見を踏まえて、しっかり書き込みをし、対応してまいります。

水野委員：一般の方々もご覧になるという前提のもとに、わかりやすく書いていただきたいと思います。これですと、わかっている人間にはわかるという感じなので、よろしく

お願いいたします。

福祉政策課長：わかりました。

高橋会長：今のご発言は大変大事なご発言です。えてしてわかっている人間しかわからない、わからない人間にはさっぱりわからないということがあります。区政の中の大事な柱であることは、間違いないわけで、そうすると、やはり興味を持って知りたい、そういうことに答えられるような計画であってほしい。大変大事なご指摘をいただきました。ぜひ、受けとめさせていただきたいと思います。

諸留委員：24頁の情報のバリアフリーとあるのですが、16頁を見ると、地域の支え合い体制の中に地域の居場所づくり（つどい～の）、住民主体の通いの場（かよい～の）という言葉が出てくるんです。私も地域ケア会議で初めてこの言葉に接しまして、何ですかと聞いたのですが、先程の話と同じで、初めて見る人はわからないです、説明がないとわからないのではないのでしょうか。これはやはり、バリアだと思えます。

そして、25頁の生活保護受給者数の推移ということで、「近年は減少傾向にあります。」と記載がありますが、原因が何かわかれば突きとめて、その原因を潰していけば、どんどん減っていくわけですから、もう少しわかる範囲で深く掘り下げていただけると、全部わからないかもしれませんが、いいのではないかと思います。

44・45頁に、在宅介護、在宅医療と、それから地域医療連携の充実を図るという言葉が出てくるのですが、文京区には大学病院がいっぱいあるということですが、在宅医療というと、やはり開業医の方がされると思うのですが、医者数を増やすということは、そんな簡単にできるわけでもないし、充実を図るといのは具体的にどうするのか、連携を図ってどうするのかということで、自分だけでできないことはどうかという感じはします。

高橋会長：ありがとうございます。

福祉政策課長：計画の表現に関して唐突感があるというところは、先ほどの民生・児童委員の部分も同様、わかっていることが前提という形になっているということで、ここは、本当に、反省しなければならぬところです。もう少し説明を加えるという形の対応をとりたいと思います。

生活福祉課長：25頁の生活保護受給世帯の推移の理由であります。このあたりは非常に複合的な要因があり、単純にこれだからというわけではないのですが、数的には、保護の開始の数よりも廃止の数のほうが多くなっていることが下がっている理由です。

26年度から開始と廃止が逆転するのですけれども、開始が減っている最大の理由というのが、生活困窮者自立支援法が施行されて、保護の前にさまざまな支援で保護に至らないという人たちが増えていることが大きいです。

さらに、経済的な要因として、近年はどちらかといえば、経済的には上向き傾向であって、保護から脱却する方も増えていることもあるので、それら複合的な要因ということかと思っております。

できれば、ここに幾つかの例示を挙げて、説明が書ければよいのですが、なかなかこれだという決め手がないので、単純に減少傾向にあるという、その事実だけを述べさせてもらっているという状況であります。書けるかどうかは、検討させていただきたいと思えます。

高橋会長：この問題は非常に時間的な取り扱いが難しく、ここはやはりさらっと書かざるを得ないところもあると思います。政策上、また別の議論で生活保護の分析と制度改正もありますので、いろいろな意味で長いスパンの計画には、今の説明はそういう趣旨かと思っておりますので、ご理解をいただければと存じます。

健康推進課長：45頁の地域医療連携の充実の部分で、区が図るという部分はできないのではないかとありますが、おっしゃるとおりで、区だけでできるという話ではなく、ここには大学病院、区内の診療所、医師会の方、歯科医師会、それから薬剤師の方、そういう方たちと一緒に顔を合わせて、今後、文京区の中の医療をどのようにしていくかということについて検討していくという意味で、「図る」と書かせていただきました。

高橋会長：これは、別途、武藤先生を会長とした検討組織があります。これらを含めて、検討をされているので、ここではごく一般的なことしか書けないということをお含みいただきたい。これはまた別途ですが、区民生活にとっては大変重要な問題です。しかも介護だけではなく、医療と介護の医療介護連携の話です。急性期病院が今、急激に入院期間の短縮が始まっていますので、そうなりますと、住まいでどう受け取れるかという問題もあって、単なる医療に閉じた問題ではなくなり始めているということも含めて、今、退院支援の議論も含めて、計画ですばっと書くには、なかなか書きづらい問題であるということをお含みいただきながら、しかし、大事な問題だということが伝わるような工夫はまだ余地があるかなと思っておりますので、よろしくご検討ください。

井出委員：39ページ、高齢者クラブの活動の支援ですが、何をどのように支援するのかを、事業概要的に情報を書いていただくとわかりやすい。

また、1-1-18、シルバー人材センター、同様に高齢者が増えていることで、仕事となり、28年と32年で、会員数がほぼ横ばいの感じをどのように考えて、さらに3年後も踏まえてどのように考えているのかがわかるようなようにしてもらおうと、非常にこの計画の理解が進むのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

高齢福祉課長：シルバー人材センター及び高齢者クラブにつきましては、高齢者介護保険事業計画にも記載がございます。そちらの記載も、今のご意見にお答えするほどの書き込みはないかと思いますので、高齢者計画とあわせまして、地域福祉計画にもどれぐらい書き込めるかについて、前向きに検討させていただきたいと思ひます。

高橋会長：ありがとうございます。これらは書き方がなかなか難しいです。支援という言葉はいろんな意味があつて、補助金で支援している場合もあるし、人的にいろいろな形で手当てをして支援している場合もある。それから施設等、場を設定して支援する場合もあるし、支援という言葉遣いはいろんな層が入っていて、ただ、使い分けるとまた大変なことになります。ということは、これは個々の自助を見ていただいて、それでどういうものであるかというの確認していただく。事業ごとに全部書きますということと理解しております。これは、本当にそれを書き分けていくと気が遠くなる仕事が事務局を待っているという感じですので、ご理解をいただけたらと思ひます。

小山委員：二つありまして、一つは、11頁の人口の推移ですが、上の人口の推移では、現在、21万3,969人のうち外国人住民が9,174人となっているのですが、この割合だと相当多いです。外国人住民のここに書いてある条件というのは、日本国籍をとった方なのでしょうか、それとも留学生で短期に滞在している人の数なのでしょうか、その点を教え

てください。

もう一つは、先ほど民生委員の方のお話がありましたが、ひとり暮らしの方を、一番、毎日毎日、時事刻々とわかっているのは、近所の方だと思います。

民生委員の方から、おひとり暮らしの方や、孤立していらっしゃる方を、隣にこんな方がいらっしゃるのだから気にかけておいてくださいといったようなお願いなどはしていらっしゃるのでしょうか。

水野委員：もちろん、気になる方、近所の方から民生委員に連絡がございますし、民生委員も自分の地域を回っておりますので、そこの中でわかる範囲では訪問しております。それがやはり地域住民のために、働いている、活動しているということにつながるかと思えます。

福祉政策課長：今、水野委員からもお話がありましたが、実際、民生委員の方たちもひとり暮らしの方たちへの訪問、対応していると同時に、16頁の地域福祉コーディネーターの役割で、個別支援にも書かれております。

コーディネーターと、先ほど水野委員からもお話がありました民生委員と連携をとりながら、ひとり暮らしの方たちにも、これから単身世帯が増えてきていますので、対応しているところでございます。

それから、外国人のところについてですが、現在の在留管理制度の対象となるというのは観光目的、短期滞在者ではなく、3カ月を超えて在留し住所を有する方が、外国人ということで、9,000人の方の定義という形になります。

高橋会長：昨日、横浜で権利擁護の審査会をしていたら、日本語が通じない80歳のお年寄りが必要だという話をしており、まさに国際化とはそういうことで、英語が全然通じない方もたくさんいらっしゃいましたので、いろいろな課題になるなと思えます。これは余談です。

それでは、引き続き、第Ⅲ部、高齢者・介護保険事業計画について、介護保険課長より、説明をお願いいたします。

介護保険課長：（資料第1号に基づき「文京地域福祉保健計画中間のまとめ」第Ⅲ部、高齢者・介護保険事業計画の説明）

高橋会長：ありがとうございます。介護保険については、国において、介護給付費分科会の最終的な話が細かいところはこれから大詰めでございますので、それを受けて計算し直しという大変膨大な作業がまだ残っております。

それから、介護保険事業計画の部分と、従来、老人保健福祉計画というふうについていた部分の二つのご説明をいただきましたので、そこら辺の切り分けもなかなかわかりにくいところがないわけではございません。ご理解をいただいた上で、ご質問等があればと思いますが、よろしく申し上げます。

永井委員：第2章に、基本的理念というものが記されております。これを読みますと、高齢者クラブの理念と同じです。できれば、高齢者クラブはこういうものだというのも、多少この中に折り込んであったらうれしいと思います。ぜひ言っておきたいことは、皆さんにご負担をかける、応援をしていただく、支持をしていただくだけが高齢者ではないということをご理解いただきたいと思いますと思ひまして、発言させていただきました。

高橋会長：これはこの計画もさることながら、区報などでぜひ、ご紹介をしていただくといいのではないかと。もちろん今までの区報でも、いろいろな形で高齢者クラブのことを言及しておりますが、新しい視点で、そういうこともあろうかと思えます。ご発言をいただいて、大変ありがとうございます。

小山委員：健康で豊かな暮らしの実現ということなのですが、117頁2-5-9です。公衆公園等トイレの整備事業、53カ所あるのですが、このうち洋式のトイレは何カ所ぐらいあるのか。和式のトイレですと、高齢者とか、外国の方がオリンピックに向けてどんどんふえていく中で、使えないのではないかと思います。洋式のトイレに変更する事業は、どの程度まで進んでいるのかということを知りたいと思います。

それから、表示も日本語だけではなく、英語、中国語、その辺ぐらいまでは、全て表示がされて、2020年に向けて整備されていったらいいのではないかなと思います。交番も最近ローマ字表示になっていますね。絵文字で書いてあるので、これから先、国際化が進んでいくに従って、そういう表示というものは大切なことではないかなと思います。その点で公衆トイレを洋式にする。その表示をどうするかという、事業がどのぐらい進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

福祉政策課長：区内には71カ所の公衆公園トイレ等がございます。施設の老朽化への対応、そのうちのバリアフリー対応が必要な53カ所のトイレに関しまして、老朽化と、それから利用状況、それから災害時の対応等の調査分析を行った上で、平成28年6月から、平成29年3月まで、その整備方針を固めたということで、今後、まず、29年5月から、30年3月までで15カ所の公衆公園トイレ等の工事を行ってまいります。7月以降、4カ所、着実にその整備を図っていくと聞いております。

表記の部分に関しましては、当然その辺をにらんだ形での対応になるものと思っています。

高橋会長：ほかに何かございますか。

小倉委員：成年後見制度の利用促進について提言、提案をさせていただきます。110頁の1-6-1、成年後見制度の利用促進について、文京区の取り組みをお書きいただいておりますが、近年、成年後見制度利用促進法が制定され、それに基づき、基本計画が策定されている中、まだまだ成年後見制度の利用状況が余り伸びないと聞いています。今のようにお書きいただくに加え、文京区をもって、成年後見制度の利用促進に、積極的に取り組んでいただきたいということを提言させていただきます。

先ほど、福祉政策課長からも最終案に関しては、もっと詳しい記載をしていただくといいご発言をいただき、心強く思っております。なお、パブリックコメントを弁護士、司法書士、社会福祉士の有志で提案をさせていただきます、それをご参考にいただきたく、お願いいたします。

福祉政策課長：先ほどのところの説明と重なりますが、これは中間のまとめでございます。促進法もあり、計画等に関しても、どういう落とし込みをやっているかなければならないということがありますので、最終のまとめに向けて、この部分に関しては充実させていきたいと考えています。

それをにらんだ形で、今後、成年後見関係は、まず周知の部分です。制度的な部分に関して、実はよくわからないという方もいらっしゃいますので、行政はもちろん、社協

が権利擁護センターを持っていますので、しっかり力を入れて対応を図ってまいりたいと考えております。

高橋会長：ありがとうございます。これは高齢と同時に障害の計画でも大変大事な課題でございます。他に何かございますでしょうか。

武長委員：106ページの1-3、認知症施策の推進のところについて、何点かお話しさせていただきます。

まず、柱書について、若年性認知症という言葉が盛り込まれまして、この委員会でも、再三申し上げさせていただいております、入っていて大変うれしいと考えています。

何点か確認させていただければと思いますが、まず、柱書に入ったということは、1-3の1から11まであるのですが、全体にこの若年性認知症のことがかかってくるという認識ですが、それでよろしいでしょうか。

認知症・地域包括ケア担当課長：周知啓発を、まず取り組んでいくという意味合いで記載を加えました。ただし、認知症施策を幾つか行っている中で、高齢者に向けた認知症施策ですけれども、若年性の認知症の方がご利用していただいても、全く問題のない事業等もありますので、いろいろな事業も活用していただきたいという意味合いで記載したところです。

武長委員：ありがとうございます。具体的な事業の話ですが、前回、地域包括ケアの別の委員会で配付された資料には、若年性認知症も既に取り組まれて、実施年月日が本年になっているもので取り組まれているものがあります。若年性認知症家族会カフェ準備会とか、若年性認知症相談支援研修とか、既にやられているものがあって、これについて、認知症政策の推進の中の具体的なところで文言上盛り込んでいただいて、計画上、移行とご自身で書いてあることなので、その位置づけを明確にしてからもらうようにしたほうがいいのではないかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

認知症・地域包括ケア担当課長：今取り組んでいる内容といたしまして、家族会の準備段階で始めたところではございます。計画に盛り込むというのも、他とのバランスを考え検討させていただきたいと思っております。

武長委員：特に盛り込まない積極的な理由は特に見当たらないと思うので、ぜひ積極的に検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

次、107頁の1-3-9ですが、先ほどの柱書に、若年性認知症に折り込んだということで、全体に対して通底しているという理解なのですが、1-3-9で、認知症家族交流会が書いてあります。3年間の事業量ですが、高齢者と若年性認知症とで分けていないのですが、多分若年性認知症の人というのは働き盛りなのに、そういう状況になってしまったということで、家族の悩みとか、ご本人の悩みは特殊性があると思うので、そこは分けて、事業量の提示というのをさせていただいたほうが、後でチェックする際にも便利かと思っておりますので、そちらも検討いただけないでしょうか。

認知症・地域包括ケア担当課長：認知症関係等については、若年性の認知症の方向けということで特別に分けているということはありません。どなたでもご参加いただきたいという前提での開催というところです。今後、若年性の方に向けたというところもあるかもございませんが、現時点では、計画上分けずに、どなたでもいらっしゃるという大前提で、回数計画を立てているところです。

武長委員：平成29年度の高齢者安心相談センター事業実績報告をみると、4月から9月分までの資料が出ていますが、ここでは若年性認知症家族会カフェ準備会の記載がありません。この文言をそのまま読むと、若年性認知症プロパーの家族会のカフェの立ち会いを準備していると読め、別のものが予定されていると考えるので、そこの実績の数字を上げてはどうでしょうか。

認知症・地域包括ケア担当課長：今、準備会という形で立ち上げ始めたところで、計画にないから、具体的な開催をしないというわけではございません。準備会を進めていく中で、どの地域で何回程度ということを検討していきたいと思っておりますので、計画への掲載も含めまして、検討させていただきたいと思えます。

高橋会長：計画事業としてここで掲載している話と、それを踏まえた具体的な運用の話は、レベルが若干異なるところがあります、そこはぜひご理解をいただいて、今は実行上のいろいろなやり方についてのご提案をいただいたと理解をしています。今の議論は、計画の事業として、この記載が適切かどうかという議論で整理ができたらいいいと思っております。よろしくお願いいたします。

武長委員：1-3-9の事業概要の下に、ほかの項目については、認知症家族交流会、介護教室、認知症カフェという形で、具体的事業の実績をこの計画の中に上げられているので、その中の位置づけとして、明確に示したらどうかという、計画の中の議論として、今お話ししたつもりです。

高橋会長：事務局で検討させてくださいとしか言いようがない。これは部会で積み上げた議論ですので、それも含めて、まだ中間まとめですので、最終的な議論はまた、今のご提案を踏まえて、事務局で受けとめていただくということかと理解しています。

武長委員：もう2点ほどあるのですが。

高橋会長：簡単をお願いします。

武長委員：106ページの文言を見ると、こちらは認知症・地域包括ケア担当課長がお答えいただいて、1-3-6とか、1-3-2もそうですが医師会との連携や、医療連携の話がかなり盛り込まれていて、ここにも若年性認知症かかってくるとすると、当然、若年性認知症は疾患なので、医療関係との連携という意味では、多分認ケアだけではなくて、保健衛生とか、ほかとの部局との連携というのも当然必要になってくるという認識なのですが、そのあたりは課長としてどういう感じでしょうか。

健康推進課長：おっしゃるとおりで、若年認知症に関しては、準備会というのもありますので、今後、医療機関や医師会など、それらの関係のところとも、区も含めて連携していきたいと思えます。

武長委員：具体的に、保健衛生では、この問題に対してどういう連携が体制として考えられると、今現在できそうなことなど、どのようにそこをお考えでしょうか。

健康推進課長：まだ具体的な検討が始まっていないので、どういうことかということについては、この場でお答えできません。

武長委員：そうすると、次のこの会議までにはお話し合いをされて、そのあたりも内容を詰められるということですか。

健康推進課長：医療関係のお話しについては、区だけでやるということではなく、医療の専門家の方とお話をしていくことになるので、すぐ次の会議に出せと言われても、で

きないかもしれません。極力、努力はしたいと思います。

武長委員：わかりました。次回のときに進行がありましたら、ぜひご報告いただければと思います。ありがとうございます。

高橋会長：それでは、引き続きまして、第Ⅳ部、障害者・児計画について、障害福祉課長より説明をお願いします。

障害福祉課長：（資料第1号に基づき「文京地域福祉保健計画中間のまとめ」第Ⅳ部、障害者・児計画の説明）

高橋会長：ありがとうございます。障害者の計画というのは、三つあります。多分野にわたる障害者計画、福祉サービスに係る計画部分、子供、障害児の計画、これを一つの計画でやるということで、相当複雑な体系になっていると思います。ご質問、ご意見があればよろしくをお願いします。

高山委員：医療的なケアが必要で寝たきりのお子さんが、保育園の受け入れが断られたという話を聞きました。300頁の4-3-5、保育園障害児保育の中で、心身の発達に関して特別な配慮が必要な児童に対し、集団保育を実施すると書いてありますが、ここに医療的ケア児というのは含まれているのでしょうか。

幼児保育課長：保育園の障害児保育というところだと、医療的ケア児は、また別に考えなければいけないという考えを持っています。この医療配慮児というのは、若干発達におくれがあるとか、一定気になる子、一定配慮をしていかなければいけないというお子さんだと思っています。

一方で、医療的ケア児というのは医療技術等、一定の技術でもって、保育としてお預かりするお子さんかと思っています。区の規定上、障害児保育の要綱というのがありますが、そこで明確にまだまだ規定をしているわけではありません。その部分については、今後検討していかなければいけないところだと認識をしております。

高山委員：ありがとうございます。ここに実施保育園数が18園とありますが、299頁の4-3-1、発達支援について見ると、実利用者数が書いてありますが、実施保育園数の中で知りたいのは、実際にどのくらいの希望者がいて、実際に受け入れられている数がどのくらいなのかという数字的なところですが、把握されているのでしょうか。

幼児保育課長：医療配慮が必要なお子様について、増えてきておりまして、全園で約40名を超えるお子様を預かっています。さらに医療的ケア児というところになりますと、1名という状況でございます。

高山委員：その辺も踏まえて、保育園、障害児保育とは別に、恐らく項目ができてくるのかと思いますが、希望者数、受入数、実際にどういった発達面での特色があるのかというところの内訳が明確にあると検討するときにはわかりやすいのかと思うので、よろしくをお願いします。

幼児保育課長：確かにご希望される保護者の方もいらっしゃる的同时に、保育園でも、それなりの体制を整える必要があり、その対応策が課題だと考えております。

障害福祉課長：幼児保育課長がお答えしましたけれども、やはりこれは保育だけの問題ではなくて、障害、あるいは医療、そういったものも踏まえながら連携してやっていく話だと考えておりますので、連携を密にし、サポートをしながらやっていきたいと考えています。

高橋会長：これは国や東京都の対応も大変大事です。障害者施策推進会議、拡大分科会でも議論があるのではないかと考えております。

井出委員：204頁で計画の目的、丸の5番目について、「また」とか「なお」というのは、追加的な表現という気がしますので、独立した丸にして、こうした状況に、最後のところでこうした状況を踏まえて、と書くと、子供の権利条約の理念に沿って、児童福祉法が改正され、それに沿って、今回、障害児の方々についての計画を一緒に入れましたということが、少し工夫するだけでわかりやすくなると思いますので、検討方、よろしくお願い致します。

障害者権利条約の個別の項目の中に家族を意識し、家族に情報を提供する。特に知的障害は、契約代理や保護者も関係しますので、ぜひそれらを意識して、情報が来る、情報交換ができ直接的にコミュニケーションを図るといようなことをぜひ具体的に、表現の中に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

障害福祉課長：まず、修文については、前後のつながりがあるので検討させてください。家族につきましては、なかなか障害のある方もいろいろな方がいらっしゃる、家族がある方もいれば、ない方もいらっしゃいます、そういったことも含めて全体に向けての計画になりますので、そこも検討させていただきたいと思います。

高橋会長：ありがとうございます。時間が押しておりますので、最後に残ってる質問があれば、またそこで全体でお受けいたしますので、引き続き、次の保健衛生計画、保健医療計画について、生活衛生課長より説明をお願いいたします。

生活衛生課長：(資料第1号に基づき「文京地域福祉保健計画中間のまとめ」第V部、保健医療計画の説明)

高橋会長：それでは、ご質問、ご意見ございますか。

三羽委員：383ページですが、計画事業で歯科関係ですが、現在、文京区歯科医師会、小石川歯科医師会と保健衛生部で、これらの事業について、変更について検討しているのですが、最終的にはアップデートされたものがこのハートフルプランの中に載せられると考えてよろしいでしょうか。

健康推進課長：今、いろいろと歯科医師会の方ともご相談しているような事業に関しては、本計画においてもその内容を掲載していくと考えてございます。

黒澤委員：この中で28年度のベースラインという割合が多々出てまいります、こういった出典からきているかという表記がちょっと見当たりませんが。

生活衛生課長：ご説明が少し足りなかったのですが、421頁に、行動目標の把握方法で、例えば、適正体重であれば、文京区の健康に関するニーズ調査から取り、また肥満傾向ですと、東京都の学校保健統計から取っているところです。

武長委員：106頁、第Ⅲ部の部分でもお話ししたのですが、402頁、2-1-4の認知症支援施策も、同様に、先ほどご答弁いただいたように、若年性認知症を含む施策だと理解しているのですが、先ほども連携されるというお話が出ていたので、ここはあえて柱書に文言は入れていないということですか。入れたほうが整合的かと思うのですが。

生活衛生課長：認知症支援施策に関しては、基本的には、高齢者の計画の中から、特に医療の部分に関係するものに関して、再掲をしている形でございます。

武長委員：では、追加いただけるという理解でよろしいですか。

高野副会長：保健医療部会に学識経験者として参加していますが、認知症に関しては、文京区として、若年性の認知症も含むし、さまざまな原因疾患による認知症も含むので、区として認知症というものを定義しておられると思いますので、保健衛生部会では、区としての見解に従うということで、取りまとめしていると思います。

どのようなことについて取り組むかということについては、多分検討する形で引き取って、今のような結論になるとは思いますが、つけ加えるということは、整合性をとる上でしていないと思います。以上です。

高橋会長：これはそれぞれ相互に関係し合っているわけで、それをメインにどこで扱うか、現実はどこでどのように問題になるか、それぞれの文脈で、いろいろあると思いますが、いずれにしろ、計画の中では、それをきちんと取り上げておかなければいけないので、事務局で今の高野先生のご意見を踏まえて整理をしていただくということですね。

高野副会長：認知症の担当課がありますので、言葉、文言について、特に定義については、そちらで統一的に整合性を捉えているものと承知しております。

高橋会長：それではよろしくお願いします。もし最後に質問し損なった、漏らした、ということがあればお願いします。

鶴田委員：説明会は終わりましたが、意見等の募集が、1月9日になっています、今の段階で意見は来ているんでしょうか

福祉政策課長：現在、パブリックコメントを実施しております、一定数の意見、件数等いただいております。

また、区民説明会4回行いましたので、幾つか出た意見もこの場であわせて紹介と思っていますので、今回、こういう形で議論もありますし、また、これから年末にかけて、パブコメで意見等も出てくるのかと思います。

鶴田委員：それに関連して、次回の2月6日に最終案が出るのですが、それにそのコメント、意見、修正したもの、次回の会議のときにプリントで出るのか。このように冊子になって出てくるのか。そういうところはどのようなのでしょうか。

福祉政策課長：パブコメに関しましては、質問、意見等について、区の見解を付した形で、紙で出すことを考えております。一つ一つの意見に関して、区の見解をしっかりと出していく形で対応を考えてまいりたい、と考えております。

諸留委員：障害福祉計画について意見があります。

法律があって、指針が出たということでしたが、福祉施設から一般就労の移行という中で、今までケアしましょうと、障害をもった人たちをやっているのに、今度ははぎとるような話ではないでしょうか。減らすというのは、施設の入所者数から、2%以上削減し地域生活へ移行するというのは、受け入れ態勢があれば可能ですが、数字を言われ、国からこういう指針があったから、そのとおりに出していくというのは、少しおかしいのではないかと私は思います。文京区は独立した地方自治体ですから、それぞれ考えをもってやっているわけで、財政の問題もあるかもしれませんが、税金を使うからには国の言いなりになることはないと思います。今までの歴史を見たって、国が全て正しいことをやっているわけではないと私は思います。意見ですので返事は要りません。以上です。

障害福祉課長：確かに国の指針が全てではなくて、今回も文京区としては、数を文京区版ということで掲載させていただいています。

先ほど8名というのは、実質実態調査をした中でご希望されている人数、あるいは131名を変えないのは、窓口で受けていると、施設の空きがあればというご意見をいただいています。最終的には施設に入るよりは、住みなれた地域でお住まいになったほうがいいだろうということがあります。様々な思いを含めて、若干国の指針とは違う形で数字をつくらせていただいています。いただいたご意見についてはしっかりと肝に銘じていきたいと思っております。

高橋会長：これは会長として私見を申し上げさせていただきたいのですが、私は、施設は管理というものの場になり得るのでいいと思っておりません。そういう意味で、問題は居宅で適切な支援を受けながら、自立した生活が営めるようにするという、趣旨であって、施設が必要な方がいらっしゃるの、私も認めます。一方でそうでない場合は、できるだけ在宅で生活をしていただいて、そこで必要な支援をきちんとする、そういう趣旨で言っているのであって、施設から追い出すという趣旨でこの流れがあるわけではないことを、国の代弁をするわけではございませんが、ご理解をいただけたらと思っております。

予定終了時刻となりましたので、先ほど、鶴田委員の質問の応答を含めて今後の扱いについて事務局から連絡、ご発言を下さい。

福祉政策課長：熱心な議論、本当にありがとうございます。先週4回にわたり区民説明会も行いました。出されましたご意見について、簡単に申し上げると、ダブルケアという新しい社会課題に関して言及されている中で、それを前に進めてほしいですとか、福祉現場での働く部分での待遇の部分やサポートについて、行政もしっかり取り組んでほしいということ、さらに成年後見関係の意見もありました。

先ほどの話と重なりますが、今回パブリックコメント、それから意見等いただいたものに関しましては、次回の方に区の回答を資料としてつけさせていただきますので、そのままということにはせずに、これまでどおりの対応をさせていただきます。

ここで確認をとってましたトイレの質問についてでございますが、53カ所中35カ所が和式トイレのみとなっております。今後、基本的には和式から洋式化へ、整備していくという考えであります。この場を借りて質問のご回答を申し上げます。

また、事前配付として12月5日号の区報特集号を皆さんに送らせていただいております。お手元にある、中間のまとめを公開して、今パブリックコメントを開始しております。先ほど申し上げたように、意見等も今いただいているところで、1月9日までに意見を受け付けております。今回、この場で言うことができなかつたですとか、忘れたということがありましたら、これを使っていただいても構いませんし、直接区報特集号には所管課の記載がありますので、直接意見等をお話しいただいても結構でございますので、よろしく申し上げます。

それから席上配付資料といたしまして、この協議会の委員募集チラシが皆さんのお手元にあると思っております。本協議会の皆様の任期は、今年度末となっております。平成30年、31年度の2年間の任期で公募委員を募集するものです。この場でも、もしこの委員やってみようということでしたら、この会議終了後、事務局まで出していただければ、申込書を配付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後になります。次回、開催日程ですが、開催通知を席上で配付させていただきます。2月6日火曜日の午後2時から4時まで、この同じ第一委員会室で開催させていた

だきます。今回、様々な意見をいただきました。私ども事務局も、もう一度精査し、計画の最終案を作成し、皆さんと議論をしていく予定であります。次回が今年度最終回となりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

高橋会長：ありがとうございました。それでは、本日の協議は全て終了いたしました。

年の暮れ、大変お忙しい中をご熱心にご議論いただきまして、大変ありがとうございました。進行にぎくしゃくしたところがあったとすれば、ここでおわびを申し上げたいと思います。

年明け2月にまたお目にかかります。それでは良いお年をとということで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上